

検疫の心得

加藤尚志

特5

3

060481-000-2

特53-340

検疫の心得

加藤 尚志/編

M12

CBM-0324



加藤尚志編輯

檢疫の心得
完

5-好
明治十二年九月刊行

檢疫の心得

目次

緒言

患者取扱ひの事

家宅衣類等處分の事

吐瀉物并に屍体處分の事

避病院の事

消毒法に就き注意の事

流行熄みたる後心得の事

検査の心得

○緒言

虎列刺病之一旦發病したる上之如何ある
名醫にくも中く救治の力及むす十の七
八は治らぬものなり但し其發病せざる以
前に豫防の事より力を盡し充分お用心する
とき之随分其傳染を防ぎ止むることをも
得るもれなきの豫防より外に虎列刺病は
害を免かるべきもれはさし儲其豫防の方

加藤尚志編輯

法^{ほう}之^の人^{ひと}と平常^{ふたう}の養生^{ようじやう}より土地^{とち}の空氣^{くうき}飲^{いん}氷^ひ
 を清^{せい}潔^{げつ}にする^{こと}など數^{かず}多^たきもれなれど
 も流^{りゅう}行^{かう}れ時^{とき}又^{また}政^{せい}府^ふ又^{また}公^{こう}衆^{しゅう}よて方^{かた}を盡^{つく}
 べき豫^よ防^{ぼう}は重^{おも}に次^{つぎ}に二^に大^{だい}目^{もく}的^{てき}に外^{ほか}な^くす
 (第一^{だいいち})病^{びやう}毒^{どく}を撲^{ぼく}滅^{めつ}する^{こと}(第二^{だいに})病^{びやう}人^{にん}を引^ひき
 分^わる^{こと}と是^{こゝ}あり此^{こゝ}病^{びやう}毒^{どく}を撲^{ぼく}滅^{めつ}する^{こと}の病^{びやう}
 人^{にん}の吐^そ瀉^{しゃ}物^{ぶつ}又^{また}は其^{その}病^{びやう}人^{にん}の上^{のほ}りたる^{こと}廁^{かわ}固^{あや}及^あ
 ひ其^{その}汚^お染^{せん}し^るる品^{しや}物^{ぶつ}等^{とう}に消^{しょう}毒^{どく}法^{ほう}を施^ほすこ
 とあり病^{びやう}毒^{どく}之^の吐^そ瀉^{しゃ}物^{ぶつ}中^{ちゆう}に在^あるものもへ
 此^{こゝ}消^{しょう}毒^{どく}法^{ほう}充^{ちゆう}分^{ぶん}お行^{ゆき}届^{とぎ}くときは病^{びやう}人^{にん}を引^ひき分^わ

る^{こと}も及^あばぬ譯^{わけ}あれば其^{その}行^{ゆき}届^{とぎ}かぬ見^み込^こみ
 もれ^{こと}もみを引^ひき分^わけて避^ひ病^{びやう}院^{いん}に送^{おく}る^{こと}も
 なり又^{また}自^じ家^かにくも無^む益^{えき}に家^か人^{にん}の病^{びやう}床^{しょう}に寄^よ
 り集^{あつ}まる^{こと}を制^{せい}する^{こと}なり左^されとも此^{この}病^{びやう}人^{にん}を引^ひ
 き分^わくる^{こと}專^{せん}に頗^{すこ}る^{こと}人情^{にんじやう}お觸^ふる^{こと}もよく能^よ
 く大^{たい}義^ぎを辨^わへたる^{こと}人^{にん}にても其^{その}場^ばに臨^{のぞ}み
 は忍^{しの}びざる^{こと}程^{ほど}の事^{こと}なれば愚^ぐ昧^{まい}れ人^{にん}又^{また}對^{たい}し
 る^{こと}は取^{とり}扱^{あつか}ひの^{こと}間^{あひだ}に能^よく心^{こゝろ}お用^{もち}ひ成^かる^{こと}丈^た
 けは得^{とく}心^{しん}さす^{こと}べし若^もし避^ひ病^{びやう}院^{いん}を恐^{おそ}れ嫌^{きら}ひ
 て一^{いち}人^{にん}た^とも病^{びやう}者^{しや}を推^おし懸^{かく}す^{こと}あどの事^{こと}

ありくは肝腎の吐瀉物の消毒法を施すの
道も絶ゆるゆへ忽ち病毒を蔓延して數十
人を避病院又送りたる骨折りも皆な水の
泡に歸すべし幸ひあるな病毒の本源を
る吐瀉物に消毒法を施すの如何程に嚴重
なればとて決えて人情に觸るの恐れもあ
く手を盡せば盡す丈々の益ありく彼の病
人引た分の處分より起るが如た弊もあ
れば頑愚れ人よとも説諭によりては随分
得心すべたとなり能く官民の心を一致し

く此第一の目的に力を盡す様なり行けば
自然と豫防は主意も行届穩に其良績を見
るは喜びあるべし豫防の事に責ある人深
く分別ありたき事なり此外檢疫の法とい
へるもれありて流行れ地方より來る人を
取り調べて消毒法を行ひ或は幾日間か滯
留せしむるふとあれとも此は全く無病の
地にて病毒の輸入を防ぐの大法にして己
に内地に流行するよ及ひて一市一村よ
施行するとも最早其益少し陸地は行旅な

とにの尙更行届き難きゆへもや内地の御
規則(太政官三十二号)にも檢疫の事ハ精し
き箇條も見へざれば此冊子も略して識
るさず本文患者の取扱ひより消毒薬の事
に致る迄各條に述臨る處概ね虎列豫防
に關する政府の布告(太政官三十二号)に
義を内務省衛生局報告東京地方衛生會達
し類等も照らして説き擴め其精神を活用
するの要訣を示して其事務を實際も施行
する人の一助ともなるべきを希望せるな

り政府は布令は素より其善美を盡したる
の申迄もなきことあれども重し條理もよ
りて普く全國に通用すべき大体の法令を
掲げ示されたるものなれば各地民情の異
とあるに隨ひ一は是を施し行ひて不都合
なき様斟酌するの現よ其事を擔當する吏
員の手をゆるよあるとにて此際萬一其
文字のみよ拘りて豫防の大主義と實際の
民情とを反省せざる様の事ありての前よ
云へる如く勞して功あき耳よ非を却て是

れより民害を惹き起す様の不幸ありしども
 云ひ難し檢疫事務に責めある人能く此冊
 子を玩味し官令も照らし土地の人情も較
 べ猶ほ幾重も推し擴充て眞に病毒の蔓
 延を防死止むるの實効を奏するを得ば誠
 又公私の大幸なるべし

○患者取扱の事

一 醫師も一虎列刺病人を診察したる時は二十
 四時の内より必ず最寄に役所(郡區役所、戸長
 役場又は警察署檢疫委員詰所等)へ届り來る

醫師の知
 らせに
 りて病者

の宅へ趣
 く事

へきの規則なれば(太政官三十二號虎列刺豫
 防假規則第一條)其知らせを得るときは其筋
 の役員に直り病人の家に行き先づ掛りの醫
 師へ篤と是迄の容体を聞合せ且吐瀉物の始
 末など行届きたるや否を取調へ家内様子
 をも見積り他へ傳染の恐れも亦く充分自宅
 にて療養の出来るか出來ざる哉を定むべし
 凡て病人の宅に之の實意親切を旨とし言語
 動作等成る丈け威權の間敷事なき様心を用
 めべし且つ檢疫委員の病家の需にあらざれ

避病院へ
送るべき
もの、事

の推し、く、藥劑を與ふべからず、自宅養生れ、も
 の、其望の醫師お任せ、こと勿論あり、
 一、病人の家貧窮おて看病すべき人もなく、或は
 老人小供心かりにく、手當行届か、又、人の數
 多くして、間數少、或は裏屋住にく、隣傍の
 家、へ、も、甚だ、接近し、當人の養生、勿論消毒
 も、出來がたく、して、他お傳染の恐れ、多く、或、わ
 旅籠屋に泊り、又、學校製作場などに寄宿し
 て、身寄の者、又、わ、朋友の内にて、十分療養、消毒
 の行届くべき、引取人なきと、見定むる時は、穩

よ、其理由を説き、論し、避病院へ送るべし、(三十
 二号第十條)

自宅養生
せしむべ
きもの、
事

一、病人の家手廣にて、別間に引、離れて療養を
 するに、差支なく、消毒も、行届き、看病人にも、不
 自由せざるの見込みある時、わ、素よ、里、自宅、よ
 て、養生せしむべし、而して、時、其家、よ、見廻り
 病人の模様、吐瀉物の始末、無益なる人の出入
 など、此事に心を附くべし、
 一、病家へ到ると、色、病人已に死去、たる後、お、れ
 は、先づ、家内の者へ、申諭、去て、成る、丈、け、火葬す

病人ある
家へ行き

たるに已
に死去し
たる時の
事

途中に
發病した

る様に導くべしもし其家内にて埋葬を望む
時と勝手の所へ葬り又は改葬する事も出來
ざる規則(三十二號第十五條)なるよとを委し
く言ひ聞かせ其上にて望みにまかすべし次に
雪隠、衣服、臥具、疊、看病人、家人などの消毒法は
後の條を見合せ十分注意と盡すべし一
家の内に病人あれば其家内又と近隣に傳染
すると其例少なからず能く用心すべし
一船中、瀛車中、或は往還などにて病み附きたる
ものあると死は消毒薬、釣臺など必用れ品

るものを
處置する
事

病人を避
病院へ送
る節注意
の事

を用意しく成るべく速に其場處より取り
敢へず其住居を聞糺し自宅へ連れ行くべし
もし旅行のもの其住家大に隔りたるも及
び自宅療養行届かざる見込れれば最
寄の避病院へ送るべし
一凡べく病人を避病院へ送るに之日蓋ひ枕吐
壺など不都合なく取設たる駕籠又釣臺に載
せ飲水消毒薬等を用意し成る丈け往來の少
き路を通ず又は川筋濱邊あど順路なると死
と右の如く日蓋ひなど善く整ひたる小船を

用ひるを良しとす例へ是等の備へ間に合ひ
ざるどきよても餘り外見の醜くあらぬ駕籠
れ類を見繕ひ成る丈け病人及其親族の心情
をいためざる様心掛けべし

○家宅並に衣服處分之事

一虎列刺病者ある家又は「コレ」ありの文字を
黄色の紙に大書し人け目に立やふ戸口など
み張り置に其病人全快死去又と避病院に送
るの後にても七日は間と矢張り右の張紙を
剥ぎ取べうらずこれと不意お來れるもの又

病人あり
し家宅處
分の事

の通行人などの妄りに立寄らぬやふ用心せ
し先其間は家内のものも遠慮して他行を慎
しみ外入をも無益の訪問不急の用事等の斷
ゆる爲の注意の標示あり然れども無據事情
ありと見出せるは叶えぬ時は其事柄により
次にいへるおとく一旦消毒法を濟ましたる
後は其外出を許すべきなり例へて其日稼に
の者にて店を閉ぢ又り出商ひを止むるとき
は眼前其日の活詞も出來ぬものゝ如きは斟
酌しく許すべし(但し其日稼の者にては飯食

病毒に染
みたる衣
服等處分

物を調理して商ふもの、類の病毒傳播の恐れ甚し決して許すべからず是等と別に救恤の方法あるべきことあり此斟酌と豫防施行中の最も大切なる掛引にて若し其緩急を誤まるるときは病者を懸すの大害を引出すべし
(太政官第三十二号第十一條)に照し能く勘辨すべし

一病者に肌ま着けたる衣服、蒲團並に疊など甚ましく吐瀉物も汚れたるもの及び襪襪、紙屑など此價なきものは甚ましく汚れざるも此と云

の事

貧困ある
病人に衣

へとも悉く皆焼棄つべし又現に病者に觸れたるまゝなるいなきも病者に傍ら及びりて病毒附着の恐れあるもの消毒の上返却すべき旨を能く申論一切取纏煮沸蒸法等あたれ如く消毒して無間返却すべし自宅にて療養する病者の汚れものは吐瀉物取集めれ爲に兼て設け置きたる人夫にて時々取り集め同様の處置を爲すべし
一病人の家極めて困窮よて吐瀉物に汚れたる衣類とも惜しみて残し置きたきと細民無據

類等を買ひ上ぐる事

病者全快又死去の後其家宅處分の事

の通情あるれど内々推隠し病毒之より蔓延して其土地の大流行となる事其例し多し素より貧究の家よて其筋にて買ひ上げ焼棄てらるゝれ規則なき能く其道理を申論し心得違ひのものなきよふ心を用ゆべし

一病者全快死去又は過病院に送りたる後其部屋の窓戸を閉ぢ込め四五時間硫黄を薫すべし八疊敷に硫黄百匁の割合なり其法衛生局報告にあり就中疊の病毒も染易く亦其上お落たる食物なども左程穢なきものとも思

火葬埋葬場并吐瀉

わぬ習ひしなれば太ど危きものなり部屋を熏す時之を起し四方の壁杯又立掛け共に熏すべし其後熱湯にて能く拭ひ浄め日光に曝らすべし又看病人又は家族の病人又附添たるもの其衣服と取り纏めて薫蒸し又は熱湯にて半時以上煮沸し其人は入浴せしむべし

○死体并吐瀉物取扱之事

一虎列刺病の死体を火葬し又は埋葬し及び吐瀉物並に甚しく之れに汚れたる衣服紙屑な

瀉物燒棄
場の事

病者の家
よをける

せを燒棄て又は之れを埋むる爲めに豫く人
 家を離れたる適宜の所を見繕ひて夫の場
 所を定め置くべし(三十二號十二條)但し火葬
 場は其土地に寄り夏秋は頃重も何方より
 風の吹く其方位を見定め町村杯の風上に
 ならざる處を撰み埋葬場及び汚穢物を埋む
 る場所之町村より高からず川筋へ遠き地に
 定むるをよしとす
 一病者のありたる家には始め吐瀉したる
 便所にて充分に消毒薬を濯ぎ之を汲み取

吐瀉物始
末の事

ら之先燒棄場又は埋藏場へ運ばせ其後どて
 も時々消毒薬を濯ぎて當分他人の上圍を禁
 じもし其糞壺破損などありて病毒滲透の恐
 れあるもれば其壺桶を取替へ周圍の土を
 も取り棄つべし自宅療養の者の吐瀉物を必
 ず別に桶壺等適當の器を屋外に備へて之に
 入れ之を履ひ上げざる人足に申附け一日に
 二三度つゝ取り集め右の燒棄場へ運ば
 しむべし自宅療養の者の家族及び看病人へは
 能く吐瀉物取扱ひに付き消毒の仕方を

示し置き病者の口と拭ひたる紙屑、其涎の染たる枕紙などの類にては皆吐瀉物と一同に取分け置け決して糞更に便所下水などへ取り捨しむべからず前にも云へる如く吐瀉物は病毒の本源にして最も畏るべしものなれを病者死者を片附りたる後といへども時々見廻りく其便所汚物等の始末に注意し病人の衣類は勿論家内の衣類も汚染に恐れあるものは一應消毒法を済したる後又あらざれば井戸端川流などにて洗濯せざる様心

吐瀉物を
焼棄場等
へ運ぶ事

死体取扱

を用いべし
一右に述る如く別段の人足を定め日々吐瀉物を取り集め焼棄場埋葬場へ持ち運ぶの節其漏れ溢れざる様に注意するは勿論臭氣も外へ漏れざる様適當の器を撰み途中にて鹿相なき様能く氣を附け又氷漿多き節ハ鋸屑枯草、枯葉、灰杯を雜へ其路筋もコレヲ患者を送ると同様往來少き場所或ハ船路を撰み其時病も成丈け夜分又は早朝を撰むべし一虎列刺病よて死去えたる者ハ屍体の其家に

此事

吐瀉物焼

乗方此事

在る間は消毒薬にて潤したる單衣又は木綿、
 布等にて包み置成丈け速に火葬する様に家
 内の者へ説諭し之を火葬場に送る節も能く
 閉ぢ締りたる棺にて往來少き捷路を撰み成
 丈け夜分又之早朝に葬送せしむるを宜とす
 一吐瀉物并に汚れ物と焼き棄るには其掛りの
 役員の工夫にて種々仕方も有るべけれど
 も先づ手近き仕方と適宜穴を穿ち其底に
 乾きたる松杉などれ葉小枝又り藁匏屑を積
 み重ね石炭油を灌ぎ其上又吐瀉物を投必又

吐瀉物等を埋むる節注意の

右の焚材を被ひ石炭油を灌ぎて火を懸け充
 分焼け盡したるに至るべし石炭油の下の
 品程火を取り易たものもへ成る丈け價ひ賤
 しきものを求むべし屍体を火葬する節も良
 き造構の火葬場有る所には別段なれ共其設
 けな死とき右の方法にあらひ成る丈け焼
 け燃る様に計らふべし
 一吐瀉物汚れ物などを埋むるには屍体とは違
 ひ追々其嵩を増すものなれば地質の堅牢に
 して滲透の恐れなき場處を撰み深さ一丈已

病院を建築する場

上の穴を穿ち已に穴口より一二尺の所迄も埋り來れど土を入れて之を埋め更に他の穴を穿つをよしとせ左れば始め能く注意して成る丈け深く且つ廣き穴を穿ち置くべし尤も土を掩ふ時には價賤しき消毒藥(例へば石炭末、亞硫酸溶液)等を多量に穴の内に投

○避病院の事

一避病院はあま里市街宿驛に接近せず其邊の民家に用ひる川氷用水あどの流れに近から

所の事

ざる便利の處を見立て手輕に取り建べ一病室と少あくも三棟に分ち輕た病者、重き病者並に全快前の病者を區別し其建坪凡る其土地の人口などに因りて見積りを立ゆべし人口多く家々軒を並べたる市街にそは病毒の傳播も劇しく避病院も必要なれど人家も疎らに人口も少なき田舎などは家々隔たりて消毒さへ行届らば傳染の恐れも随て少なき譯ゆへ避病院を建るには其等の事をも斟酌ありたきものあり

院中病室の事

一 避病院は病室は大体四疊に一人を置く割合にいたし俄かに病人増して止むを得ざる場合に臨みても二疊一人の割合に過ぐべからず(三十二号第七條)凡べてコレヲ病者を多人數一間に入るゝは病氣のためにも宜しから老亦晝夜を分たす互に呻吟苦痛の聲を病床に聞くは人情の忍びざる處なり元と此避病院に入りたる人大抵は無理往生に送られたるものなれば最初より地獄か牢屋の如く思ひ居るもの掛りの醫師の勿論吏員看病人小

全快したる病人又は見舞人は

使に至るまゝ人情實意を旨とし萬端瑣細のことまでも病人及び親屬身寄の人あどの心に障らぬやふ注意して安心せしむるを主意とせばし否らざれば治るべき病人も恐怖悲哀れ爲めに或は危嶮に陥り親族なども案れ如く酷き場所なりとて其後と死しても避病院には行かぬあどといぬ様に成り行き案外に騒動をも引起すことあるべし一 避病院内おハ必ず二三の浴室を具へて全快の患者看病人見舞人出院は節入浴せしめ又

等出院せ 節心得の 事 病者身舞 人取扱の 事

亞硫酸瓦斯蒸の装置并に湯釜を設け其衣服等を薰蒸煮沸して消毒法を行ふべし
一病者の近き身寄りのもの見舞に忝りたるときは之を許し絶て彼是の糺問を要せざる様に注意ありたし世間にて之避病院へ入れり親子兄弟たりとも最早逢ふことも叶ぬとて恐れ悲しみ病者を推し隠し案外の處に劇しく蔓延せる事ありさせれば豫防の本意も貫き兼ね却て前狼後虎の嘲りを招くおも至るべしさりとして其見舞人も多少病毒に汚染

院中にて 病者死去

そのるの恐れなきよ非されば無益よ病室よ長居せざる様醫師にて心を添へ出院の節の好く消毒を行ひ之を出さべし又其身寄の内にて看病いたし度ものあれば是又強く禁止すべきの規則もなき事なれば是を許すは勿論なるべし病者死去又い追々快氣に赴き右附添人のみ退院を願ふ時は能く消毒を行ひたる後是を出院せしむべし
一避病院入の病者死去したる節は之を屍室(屍室は病室より見透さる處に取設くべし)

の節取扱

ひの事

の事
避病院付

移し消毒薬を浸したる衣服等にて移ひて早速家族の者へ知らせ其来るを待ちて火葬埋葬の利害を説諭する事前の如くなるべし親族など遠方あて十二時以内又来る事の出來ざるものは是非もなき事なれども避病院よて死去の後家族へも知らせずして取り片附けるなどの事は世間にて避病院を忌み恐るるの一ト廉にて豫防の障碍と心得べし一避病院よて入用の物品を買ひ調ふるには兼て其爲めに別段雇ひ置きたる小使を以て辨

せしめ其小使の市中にて外の人とも接する事故院内よて其居所雪隠等を別にするは申迄もなく病者又の病毒に汚れたる衣服品物などに觸わらざる様注意せしむべし(三十二号第八條)

○消毒法を行ふ節注意此事

消毒方法は衛生局報告第十一號に委しく載せられたれば爰には只平生薬品などの事に慣れざる人々の爲先右の方法を施行するの節其取扱ひの心得ともなるべき一

消毒薬を
濫用して
からざる
事

一端を示すのみなり
 一凡そ消毒薬を用ひるは病毒と薬品と其分量
 と此三つの者各其圖に中らされば其効なき
 ものなり病人もなく病毒汚染の疑ひもなき
 物品には如何程有力の消毒薬を用るも其益
 あきはもとより論なく吐瀉物の如き現在の
 病毒に對して硫酸鐵などの防臭薬を撒布そ
 るも亦其効なし假令其吐瀉物に消毒の力あ
 る石炭酸を撒布するも稀薄なるものかれ必
 決して其効あるとあし此故も豫防消毒も從

事とする人は能く右の道理を辨へ病毒に對し
 ては十分に有力の消毒薬を注ぎ其行先を
 何處迄も追掛く到底之れを塵殺するを期し
 病毒なき品物に之儘みて無益に暴殄するこ
 となかれ却て消毒薬の品切れとなし或は其
 價騰貴して必要の場合に手支を生し大に豫
 防の妨げとなるべし病毒は敵兵の如く消毒
 薬の彈薬の如し場合よよりてと連日打續に
 もするべけれどモ時によりて一發にて必
 惜しみ放たざるに良將の掛け引といふべし

消毒藥代用品の事

況んや健康なる人の常に石炭酸の氣臭を嗅
 げ或は極稀の石炭酸水を撒布するが如きは
 陣中にて敵も寄せ來らぬに支那の爆竹を鳴
 らすが如し呪咀祈禱にも劣りて笑止千萬なり
 一 コレラ病流行の時に石炭酸等普通の消毒
 薬の非常に高價となり充分の消毒を施行せ
 んとすると時には是が爲めに莫大の入費を
 要する又因り據なく豫防法に手抜けの出來
 る事もなきにあらざれば普通の薬品も代用
 すべきものを求め成る丈け入費を省き消毒

石炭酸の性状及性質

も能く行渡る様に心掛くべし先づ濃厚石炭
 酸に代用するに亞硫酸を充分水に含ませし
 めたる液(亞硫酸飽和液)一倍の水を加へたる
 ものを用以稀薄石炭酸に右の飽和液も常
 水五倍乃至七倍を加へたるものを代用すべ
 し其他種々の代用薬の明治十年十月發行衛
 生局雜誌も委しく掲げられたれを適宜の品
 々を撰用すべし
 一 結晶石炭酸は白色の結晶体にて時として
 赤色を帯ぬることあれども是は決して品柄

石炭酸水せきたんさんすいを製するせいするれ法ほう

の悪あくき譯わけにはあらず瓶びんより之を出だすには瓶びんとも温湯おんたうの中へ漬つけ溶とるを待まちちて注そぎ出いすべし此石炭酸せきたんさんの水みづに薄うすめさるものハ皮膚ひふに觸ふるれば焮痛きんつう糜爛びらんを起おこし衣服いふくあどに觸ふるレバ大おほに地合あひたを弱よわらそるものなり但たし金物いかなよと著ししき障害しょうがいなし之を溶解とくかいして濃厚のうこう石炭酸せきたんさん酸水さんすい凡おんソ一磅さうを一斗三升いっとうさんじやうの水みづに溶とかしたるもの稀薄はくせきたんさん石炭酸水さんすい凡おんそ一磅さうを二斗六升にとうりくじやうの水みづに溶としたるものを製するを製せいするには先まづ二倍にの亞爾あ箇保兒あかんぼ又ハ虞利斯林あかりしんに混和こんわして後のちち氷こよ

亞硫酸ありうさんの性狀せいじやう

和わすべし又石炭酸せきたんさん蒸氣じやうきを發はつするに依よる兒を加くふるの法ほうあれども依よる兒は火ひを取とり易やすき危き險けんの品あかなれを其心得こころへなき人は取扱とりあつかはざるをよしとす
一亞硫酸ありうさんと瓦斯がすにても溶液とんじやくにても皆みなな金物いかな染そ物等ものらを變色へんしよくするの性せいあるものなれを其瓦斯がすにく薰蒸じやうじやうする節ふしと金物いかなの器うつは金銀箔きんぎんぱくを押おしたるもの鮮美せんびなる染色そめいろのもの彩色さいしきしたるものなと前まへ以もつて取とり除のけ置おくべし右みぎの如ごとき物ぶつ品びんは其品柄しながらに寄より或あるわ濃厚のうこう石炭酸せきたんさんにて洗あらひ

亞硫酸瓦 斯熏蒸法 の事

又ハ石炭酸蒸氣せきたんさんじょうきより薰蒸くんじょうすべし又亞硫酸溶液ありうさんりょうよて石炭酸水せきたんさんすいに代用だいようするも衣服いふくへ噴きかくるなどには不適當ふてきたうなりと知るべし又硫酸りうさん鐵てつも衣服いふくなどに觸ふるれば汚點おてんを生はずするものなり取扱とりあつかひの節せき何れもよく注意ちゆういすべし

一亞硫酸瓦ありうさんが私の熏蒸法くんじょうほふは元來げんらい其裝置そちちも手重ておもなるものなれども各自各自の私宅田舎したくいあかの避病院ひびやういんなるとしては小火鉢こひぼちに硫黃いりくわうを燃もし巨炬檜こたうやぐら又は鶏籠にぼりの如ごときもの上うへに覆たかひ之これに汚よごれたる衣服いふくを被かけ一二時間熏すべし一枚二枚の單衣ひとへぎは

十分に熏透くんとうするなり避病院ひびやういんに見舞みまたるもの出院あついでんするるときなと人には行水ぎやうすいをつかわせ其間まいたに衣服いふくは右の如く熏蒸くんじょうすれば十分の消毒法せうどくほふなり又田舎いあかの避病院ひびやういん杯あきにては大釜おほくまを据すへ置き洗濯せんたくに堪たゆへき衣服類いふくあひは半時以上煮ゆ沸かつするを夏よしと冬ふゆ農家のうかなどには大釜おほくまと所持あよちするもの多おほければ自宅じたくの療養りやうようよても容易たやすく出で來きることな里右りみぎの二様にようの消毒法せうどくほふは簡易かんいよして其効かうも前まへの諸法しよほふに劣おとらぬ確たしかなるものなれば田舎いあかにては至極便利しごくべんりなるべし尙あほ此外このほかに

も消毒の目的と理由とを了解し之を推擴め
て活用の工夫を凝さは隨處に輕便の方法あ
るへい

○流行熄みたる後の事

一 虎列刺病の冬季に向へば段々消滅すると常
とすれども吐瀉物屍体などの始末よろしか
らず又は冬季の中よても絶へず一兩名の病
人ありて明年暖氣に向ふ時節に引續く時は
必ず前年にも倍して蔓延し恐るべき民害を
も醸すべきものなれば流行後目下の豫防も

流行後注意事

吐瀉物燒棄場或は死体埋め場等注意の事

間暇となりたる時能く前日繁劇なり節
手抜けありし事など思ひかへし丁寧に消毒
法をも繰り返へし又最早病人も纒又一兩名
となり傳染の勢もなしとて其豫防の處分を
怠たるべからず
一 吐瀉物を燒き棄たる場所は亞硫酸溶液稀
硫酸等の消毒薬を撒きて之を埋め又吐瀉物
を始め死体を埋葬したる邊に耕地あれば耕
作に出るものに能く注意せしめ其境界を
犯して鋤鍬を入れざるやう説き諭し置くべ

避病院取
毀處置れ
事

一 コレラ病の一回流行の後には翌年も翌々年も引續き流行することあるものなれば假普請の避病院たりとも羽目板、床板、雨戸等を取放ちて五十倍の石炭酸水或は亞硫酸溶液を注ぎ或は便利の地おては海水にて能く洗い浄め障子は其紙を取り棄て、同様に洗淨して之を貯へ又は室内に十分の亞硫酸瓦斯を熏するなど相當の消毒法を行ひて成る丈けは保存し置き他日の急に備ふべし極々粗末な

尋常の家
屋を避病
院となし
たるもの
處分の事

るものにて保存すべからざるものは焼棄るをよしとす
一 尋常の家屋又は寺院などを假りに避病院として用ひたるものは虎列刺患者の病室となせし部分並に雪隠などは五十倍石炭酸水に洗淨法又は亞硫酸の熏蒸法等を用ひ充分に消毒し其後は毎日開き放し能く日光に曝し風を通したる後にあらされを他人の起臥を許すべし
を許すべし

川水井戸
雪隠等改
良すべし
事

一 コレラ病者の尤も夥しくあり土地は別段
其川水、井戸、雪隠、下水、塵芥の捨場などに氣
を附け、病毒傳播の根因ともなるべき場所を
るを見出したる時は速かよ其改良又は掃除
なほお着手し且其川水、井水などよりして病
毒の蔓延したる明證あるものは翌年暖氣の
候よ及ばざる前に能く其改良の方法を工夫
し年々覆轍を履まざるやふ用心すべし

檢疫の心得 終

明治十二年九月十九日出版御届 〔定價金十錢〕

編輯人

愛知縣士族

加藤 尙志

東京神田區駿河臺
鈴木町一番地寄留

東京日本橋區通三丁目
丸屋 善七

同芝區三田二丁目
慶應義塾出版社

同芝三島町
和泉屋市兵衛

大坂心齋橋筋北久寶寺町
丸屋 善藏

發兌書肆

S-15

民國二十六年六月二十日

敬啟者

查本行

業經呈准

財政部核准

在案

茲將

本行

營業範圍

開列如左

一、

辦理各項

銀行業務

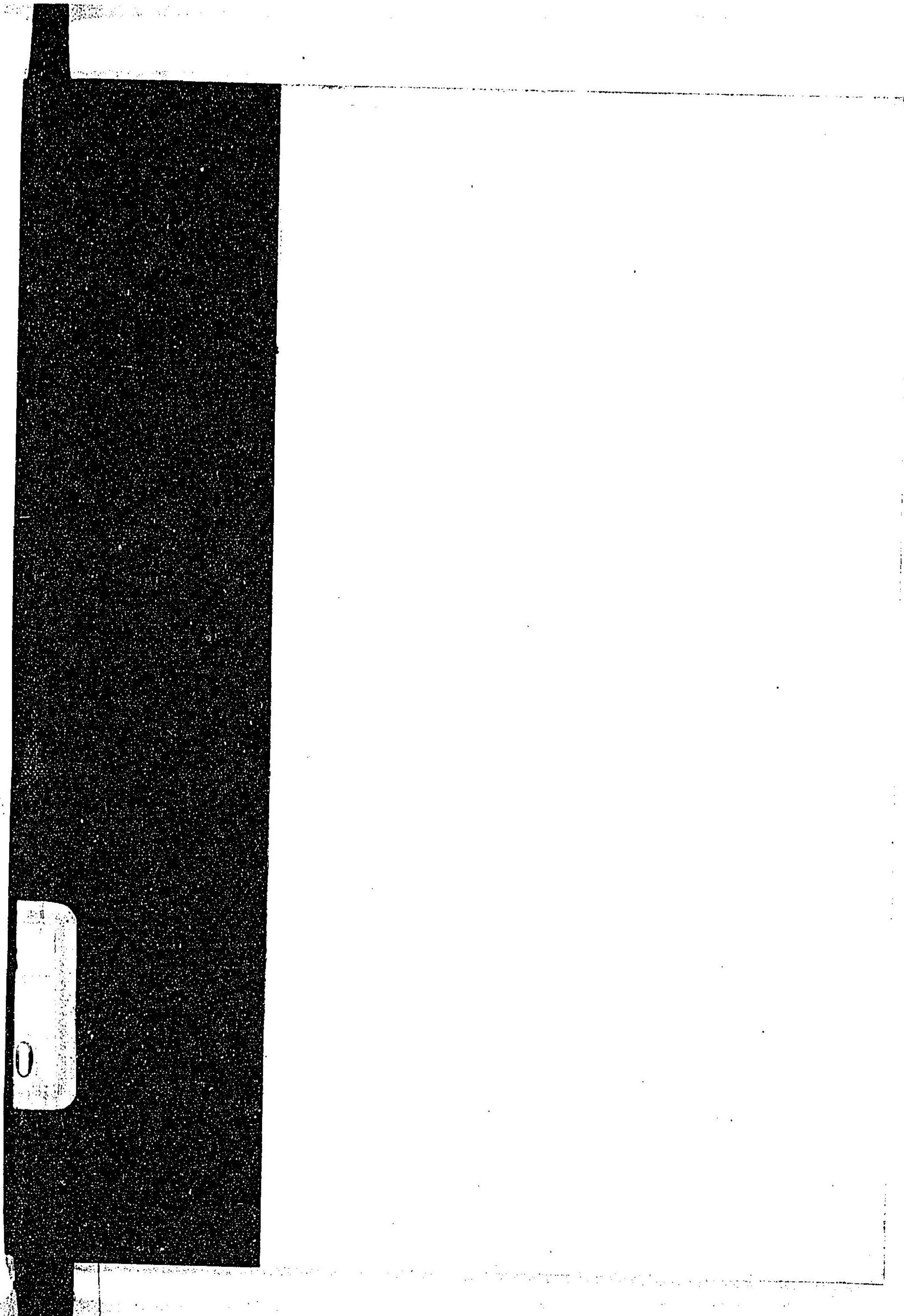
二、

代理各項

匯兌業務

三、

辦理各項



0